

池波正太郎記念文庫レシート広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日 18台 総広第136号。以下「実施要綱」という。）及び台東区広告掲載基準（平成19年3月22日 18台総広第136号）に基づき、池波正太郎記念文庫レシートに掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置)

第2条 池波正太郎記念文庫でグッズ・書籍など物品を販売する際に発行するレシート下部に記載を行うものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の大きさは、48（横）×68（縦）mmの範囲内とする。
- (2) 広告の掲載料は、月額1,000円以上とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は開始日から、当該年度末までとする。
2 広告掲載の始期及び終期は、区長が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、台東区公式ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをするものは所定の申込書に掲載を希望する広告物の内容、表現を表示した原稿案を添えて、申込みこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 区長は前条の申込みを受理したときは、内容を審査の上、広告掲載の適否を決定し、その結果を申込者に対し通知書により通知する。
2 広告掲載の決定条件として、池波正太郎氏と関係の深い事業者とする。

(広告原稿の作成及び経費)

第8条 前条の規定に基づき、決定の通知を受けた申込者は、区長の指定する期日までに広告の原稿データを提出しなければならない。

2 広告原稿データの作成にかかる経費は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更)

第9条 区長は、広告の内容、デザインが各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿データの提出がないとき
- (3) 広告の内容、デザインの内容等が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき。
- (4) この要領に違反しているとき

(掲載料の変更)

第11条 広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかった場合又は区長が特に認めた場合は、広告の掲載料を変更することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。